

# 韓半島に於ける対災異認識と災害対処の文化 — 『三国遺事』前半部に見る事例の検証を中心として

Accident Recognition in Korean Peninsula and Culture of Accident Handle  
- Focusing on Inspection of the Case seen in a Forequarter on *Sangokujiji*

小林 健彦  
Takehiko KOBAYASHI

## 要旨

日本では、古来、様々な災害—大雨、洪水、地震、津波、火山噴火、土石流、雪害、暴風雨、高波、高潮、旱害、蝗害、疫病流行等々、数え切れない程の災害が人々を襲い、人々はその都度、復旧、復興しながら、現在へと至る地域社会を形成、維持、発展させて来た。それは、日本が列島を主体とした島嶼国家であり、その周囲は水（海水）で囲まれ、山岳地帯より海岸線迄の距離が短い、即ち、平坦部が少なく、土地の傾斜が急であるという地理的条件に依る処も大きい。日本では、所謂、「水災害」が多く発生していたが、こうした自然災害や、人為的な災害としての疾病、疫病（伝染病）流行等も、当時の日本居住者に無常観・厭世観を形成させるに十分な要素としてあったのである。

文字認知、識字率が必ずしも高くはなかった近世以前の段階でも、文字を自由に操ることのできる限られた人々に依る記録、就中（なかんづく）、災害記録は作成されていた。特に古い時代に在って、それは宗教者や官人等に負う処が大きかったのである。正史として編纂された官撰国史の中にも、ある種の意図を以って、多くの災害記録が作成されていた。

このような状況の倭国へ漢字を公伝させたとする、隣地、韓半島・朝鮮半島に於いても、残存する信憑性の高いものは少ないものの、古来、種々の記録類が作成されていたものと推測される。その中に於いても、様々な災害記録が残されている。そうした自然災害に対する認識は、災害情報の記録にも反映され、更には、日本へも影響を与えていたのであろうか。

本稿では、そうした観点、課題意識より、韓半島に於ける対災害観や、災害対処の様相を文化論として窺おうとしたものである。シリーズ前半部分に当たる本稿では、地盤に関わる記事を中心として、検証作業を進めて行くこととする。

尚、本稿に於いて使用する「三国遺事」は、昭和3年（1928）9月に朝鮮史学会が編集、発行した刊本であり、昭和46年（1971）7月に国書刊行会より復刻、発行された『三国遺事（全）』である。更に、史料引用文中の読み方や現代語訳等に関しては、金思燁氏訳『完約 三国遺事』の記載に依った部分が存在することを明示しておく。

キーワード：韓半島、三国遺事、災害、震動、倭国

## はじめに：

「三国遺事」は、新羅国、高句麗国、百済国に関わる古記録、伝承等を収集、編集し、そこに就いての遺聞逸事を記した書物である。高麗王朝期に、一然（いちねん。普覚国師。1206年～1289年）に依り撰述され、一部分はその弟子であった無極が補筆したとされる。全5巻より成る。一然禅師に依る晩年の作である。ただ、その内容には先行する「三国史記」（1145年）を大いに参照した形跡があり、決してオリジナル性が高いとも言えない。正史である「三国史記」を日本に於ける「日本書紀」、後発の「三国遺事」を「古事記」的な立場に位置付ける見解もある。

その性格は、金思燁氏訳『完約 三国遺事』解説<sup>(1)</sup>に従うならば、①仏教に纏わる逸話集、民話、民俗集、文学書と言った性格を有し、日本に於ける「古事記」的存在である、②「三国遺事」の選者は、「三国史記」に於ける弊害—政治史に関わる古典の削除、不正確な「海東高僧伝」よりの引用等、を是正しようとしていた、③文の構成や執筆には意を用いてはいない、④「三国遺事」は、一然が70歳以降、雲門寺に住していたころの作成に関わる業績である。

又、⑤根拠とした史料としては、中国側の文献—周礼、論語正義、史記、漢書、後漢書、魏志、後魏書、北史、新唐書、旧唐書、淮南子注、唐僧伝、高僧伝、西域記等、朝鮮側の文献—古記、古伝、古典記、高麗古記、新羅古記、新羅古伝、寺記、寺中記、我道本碑、雲門寺古伝諸寺納田記、海東安弘記、壇君記、神誌秘詞、駕洛国記、本国本記、帝王年代暦、海東僧伝、「三国史記」の異記類、日本帝紀等があったとされる。⑥「三国遺事」には、そこで初めて明るみに出た震域（朝鮮）古代に於ける、人類学、宗教学、社会学、民俗学分野に関わる分野の事実が豊富に含まれるとする、⑦新羅国の国民を教練する必要性、敵愾心養成の目的により、誘導されたとする愛国神話が多いとする。小国であった新羅国が、三国統一事業を成し遂げたという精神的緊張感が看取されるとする、⑧古人の性的な事象に関わる表現法には露骨な記事も見られるが、それらに対しては平心淡懐であったとされる。又、祈祷、地相や日時の占術、式次第等、現在に至る朝鮮民俗の根源を究明する上で示唆を与える記事がある、と指摘を行な

うのである。

本稿では、この様にして成立した「三国遺事」に記された、自然災害関係記事の内容、その編纂意図や位置付けをも、言語文化、「災害対処の文化論」の視角より探ってみることとする。その際には、上で確認をした、編纂物としての本書の特徴、特質に関して、十分に留意をすることとしたい。

## 地震、火山噴火、その他の地盤に関わる災害：

ここでは、「三国遺事」に見られる地震、火山災害等の関連記事を検証する。先ず、当該記事を時系列的に抽出し、掲出する。尚、同年中の記事に就いては、最初に記される災害種に依り区分けをし、因果関係を考慮する為、複数の種類の記事を掲出した場合もある。

（1）巻二、惠恭王：「大曆（唐の太宗の元号）之初（惠恭王2年。766）。①康州（慶尚南道晋州）官署大堂之東。地漸陷成池。一本大寺東小池。從十三尺。横七尺。忽有鯉魚五六。相繼而漸大。淵亦隨大。至二年（三年か）丁未。又②天狗（天狗流星）墜於東樓南。頭如瓮（おう。水瓶）。尾三尺許。色如烈火。③天地亦振。又是年。④今浦縣稻田五頃中皆米顆（か。つぶ）成穗。⑤是年七月。北宮庭中先有二星墜地。又一星墜。三星皆沒入地。⑥先時宮北厠圍（厠、圍は「かわや」。便所）中二莖蓮生。又奉聖寺田中生蓮。⑦虎入禁城中。追覓（もとめる。探す）失之。⑧角干大恭家梨木上雀集無數。據安國兵法下卷云。天下兵大亂。於是大赦修省（謹慎する）。七月三日。大恭角干賊起。王都及五道州郡并九十六角干相戰大亂。大恭角干家亡」[新羅国の第36代国王であった惠恭王（在位期間は765～780年）の項に記された数々の災異に関する記事である。

①は康州に置かれていた官司大堂の東側が徐々に陥没して、縦13尺、横7尺の（小）池になったとするものである。そこには、5～6匹の鯉が突如として現われ、それらが成長するに従って、池も又、大きくなって行ったとする。これは、「三国史記」—「新羅本紀 第九」惠恭王乾運2年（766）2月条に、「康州地陷成池。縦廣五十餘尺。水色青黑」とあるのを参照して編集された記事であろう。ただ、ここでは池の大きさが50余

尺であるとされており、鯉の話題も見られない。後に、一然等が実際に現場を訪問して取材や、池の計測をしていた可能性もある。地盤陥没の原因であるが、石灰岩質地帯（カルスト地形）に於けるシンクホール（ドリーネ）の様に、元々、地下に空洞が存在していた可能性もあるが、地下水脈の流路変更等に依って地下水脈が枯れ、空洞化してしまった地下部分が沈下、陥没した場合が考慮される。地下水脈の流路変更の理由は、地震等に伴って発生していた震動に依るものか。

又、圧密に依る地盤沈下や、地盤の液状化現象が発生していたことも考えられる。「三國遺事」に「官署大堂之東」とある記述よりは、大型建造物が漬物石の如く、上から地盤へ圧力を加えることに依って、土中の水分や空気を徐々に押し出して行き、沈下を引き起こしたものである。液状化現象は地震後に起きることが知られるが、元々、土中に水分や砂が多く存在していた様な場合、その場所が、かつては田園地帯、低湿地帯であった様な場合に想定される。「新羅本紀 第九」恵恭王乾運3年6月条には、「地震」記事が記されることより、前震が多く発生していたことも推測される。ただ、急に池へ鯉が出現したとする記述からは、地下水脈の異変に伴う現象であった可能性が高いのかもしれない。

康州は西側の全州と、東側の良州とに挟まれた場所で、現在の大韓民国中央南部、対馬海峡に面した地域に当たり、金城の南西部地域に該当する。火山活動に依る直接的な影響を被る地域ではなかったものと推測される。「新羅本紀 第九」にある、「水色青黒」とした「青黒」の水の色には意味があるものであろうか。五行思想に依れば、青は五方の東に、黒は北に対応する。即ち、「青黒」では東北の方角、鬼門を指し示すことになる。康州より見た場合、金城は北東方向に当たるのである。

②は、天狗流星が東樓の南側へ落下したとする記事である。その先端部分は水瓶の様な形状であり、尾は3尺、色は烈火の如きものであったとするのである。①に見られる「池」出現記事との関連性の中で考慮をするべきであろう。火は五行思想では五方の南に当たることから、「東樓南」表現に対応する。南の方角性には、意味があつたのであろう。そこには、倭国の九州がある。当時の日本では、弓削氏出身の僧道鏡が法王〔天平神護

2年（766）就任〕として、政治上の権力を掌握し、仏教を基軸とした施政を行っていた。この時の「新羅本紀」には、天狗流星落下記事は見られないことから、当該記事はその素材が「三國史記」以外の記録、又は、伝承等であったことになる。

天狗流星の降下記事は「三國史記」中に於いても見られる事象ではあるものの、その記事は何故か、「新羅本紀」中にしか見出す事が出来ないのである。初見は、卷第七、文武王法敏21年（681）条に「夏五月。地震。流星犯參大星（おおぼし。おおいぬ座α星シリウス）。六月。天狗落坤（西南）方。（中略）秋七月一日。王薨。諡曰文武。羣臣以遺言葬東海口大石上。俗傳王化爲龍。仍指其石爲大王石。（中略）屬纊之後十日。便於庫門外庭。依西國之式。以火燒葬」と記されたものである。

ここでは、地盤災害である地震や、「流星犯參大星」、「天狗落坤方」と言った天文の異変、及び「王薨」と言った国家的な凶事とが関連付けられた記事として記載されている。天地双方よりの災異の出現、警告であった。天狗流星が金城の西南方向に落下して行ったとするならば、その発現方向は東北方向、即ち、王都金城にとっての鬼門であり、それは倭国の存在していた方向とも合致する。文武王海中王陵の築造場所が「東海口大石上」であったことはその証左であろう。韓半島、取り分け、新羅国にとっては東も南も、そこは倭国なのである。

又、同記聖徳王興光9年（710）正月条では、「天狗隕三郎寺北。遣使入唐貢方物。地震。赦罪人」と記載しており、天狗流星の落下、地震とを天地の災異として調和させた記事であろうか。新羅国にとっての北の方角観は、中国王権（唐）の存在を意識したものであった可能性があり、「遣使入唐貢方物」行為に対する契機付けとされたものであろうか。710年当時の唐では、2度目の帝位に就いていた中宗（李顕）が、自ら帝位を望んでいた韋皇后（いこうごう）等に依って7月に毒殺されるという事件が起こるが、その直前の時期に在って、「天狗隕三郎寺北」現象は、唐に於ける政治的異変を予兆した天文現象として認識され、当該記事が編纂された可能性もあろう。罪人の赦免は災害対処の一環であったものと見られる。韓半島に於ける中国政情の波及力とは、倭国のそれ

とは比較にならない程、巨大なのである。

聖徳王興光17年条にも、「二月。王巡撫西州郡。親問高年及鰥寡孤獨。賜物有差。三月。地震。夏六月。震皇龍寺塔。始造漏刻。遣使入唐朝貢。授守中郎將還之。冬十月。流星自昴(ぼう)。二十八宿の昴宿。プレアデス星団)入于奎(けい)。二十八宿の奎宿。アンドロメダ座、カシオペア座、うお座、くじら座)。衆小星隨之。天狗隕良(うしとら。北東)方。築漢山州都督管内諸城」と記述をする。10月の「天狗隕良方」現象は、その直前に現認されていた「流星自昴入于奎。衆小星隨之」現象と共に、東アジアの政治情勢を示唆した天文現象として受け止められていた可能性がある。特に、天狗流星の鬼門方向への落下は、凶兆であると見做されていたものと考えられる。この時、唐の皇帝は玄宗であり、前代の則天武后や韋皇后に依る「武韋の禍」(女人に依る政治介入)を一掃した形での、「開元の治」が行なわれていた政治的安定期に在った。

しかし、そのこと(盛唐の出現)は、周辺諸国にとっては新たな脅威の出現であると映っていた可能性もあろう。流星が西方白虎に配される昴宿→同奎宿へ、多くの小星を伴いながら移動したとする天文現象とは、安定した統一状態より、文運を重んじる、つまり、律令制度の再建、整備に向けた状況を示唆したものであると認識されたのであり、「衆小星隨之」とした表現法よりは、そうした唐の政治、外交、文化面に於ける影響力の増大を危惧していたことが類推される。「衆小星」とは、新羅国、倭国をも含めた東アジア諸国、唐の冊封を受けていた朝貢国を示唆したものであろう。日本が導入し、模倣したのも、唐代に整備された律令であった。

景德王憲英7年(748)正月条にも、「天狗落地。秋八月。太后移居永明新宮。始置貞察一員。糾正(きゅうせい)百官。遣阿滄貞節等檢察北邊。始置大谷城等十四郡縣」とし、天狗流星の落下記事が見られる。「始置貞察一員。糾正(きゅうせい)百官」とあることより、官人に依る不正行為が多くあったものと推測される。又、「遣阿滄貞節等檢察北邊」記事も、北方の渤海国の動向に関するものと考えられることより、当該「天狗落地」現象は、やはり凶兆として位置付けられていたものと見られる。内憂外患を示唆した天文現象である

と認識されたものであろうか。

これらの天狗流星落下記事は、何れも凶兆として編纂されていたことが窺われるのである。その理由は、天狗流星の落下時には大音響を発生させることが考えられる。対音声認識では、「雷」記事の多さにも見られる如く、何故、その様な大音声や発光現象が発生するかに就いての理解が進まない中に在って、それらの自然現象に対しては、本能的に相当な恐怖心を抱いていたことも推測される。

時期は下るものの、日本の近世直前の時期に在っても猶、「天地大鳴動」〔東坊城(菅原)和長の日記「和長卿記」延徳4年(1492)正月19日条〕とする自然現象に就いては「以外変異也」として、凶兆であると見られていたのである。災異の発生に際して、何故か、中国由来の緯書が持て囃された中世期に在っては、中国大陸由来の対災異思想の醸成と、それを基にした「未来予想図」の作成とが加速されて行ったものと見られるのである。天狗流星の出現を、著しい凶兆であると見做す様になったのも、その一環であろう。(2)「大乘院日記目録 第二」(3)寛正6年(1465)9月13日条には、「夜天狗・流星、一天下振動、日本開白以來始歟云々、何事可出來哉」と記され、天狗流星出現が確認される。日本全国に渡る程の「振動」であり、それは恐らく、日本に於ける初めての出来事ではないか、とするのである。そこには、これから始まる出来事に対する不安感が示されている。この「振動」表現法が、実際に何か揺れ動く状態を示しているのか、或は、現代語に於ける「激震が走る」(そのことに非常に驚く)と同義語として使用されているのかは、微妙なところであろう。

この記事を受ける形で、文明13年(1481)条では、「室町殿(足利義政)御隠居、長谷、後号東山殿、至同十七年、云京都云諸國、無正躰之間、山(比叡山延曆寺)・南都(奈良)等之訴訟等毎事略之、然則寺社領本末寺悉以無正躰、越前國河口・坪江兩庄ハ、朝倉或甲斐方以別段敬神儀、半分致其沙汰通也、其□□庄以下一切無之、併天狗・流星之所爲、無力次第也、當大乱、日本初例也、流星是又日本初也」としており、応仁・文明の乱に依って荒廃してしまった日本の現状を嘆くと共に、諸国莊園よりの収入の道が閉ざされて行

くという現実的な危機感が記述されている。それらのことは、天狗流星出現が齎した悪影響であり、人間の力では、どうする事も出来ないこと、及び、こうした大乱発生の凶兆としての流星出現が、日本では初めての事例であるとしている。彗星の出現自体は、例えば、「大乘院日記目録 第三」文明3年12月26日条では、「自當月初彗星出現、光長十丈□（計か）、初曉現東、近日初夜時分西方出現」等と記述していて、詳細な観察も行なっていたことが知られるのである、天狗流星と、その他の彗星とは、明らかに種類の違うものとして明確な区別が付けられていた。

流星出現後に於ける勘文作成事例に見られる如く、大規模な流星群出現の場合に在っては、朝廷や幕府として、何らかの対応を迫られていたものと見られる。例えば、室町幕府政所代であった蛭川親元の日記である、「親元日記」寛正6年9月13日条には、<sup>(4)</sup>「今夜大流星」（亥時。22：00前後）記事が記され、早くも翌日条では、賀茂在貞、勘解由小路在盛に依る「流星勘文」が掲載されているのである。そこには、大流星が西南方向より東北方向（鬼門）へと渡る間に尽きてしまったこと、その大きさは7～8尺であったこと、色は赤く、その音声は「風雷」の様であったこと、虚空に暫くの間「鳴動」があったこと、消滅した後で白雲が見えたとしている。ここ迄は、客観的な観察結果であるが、流星の一部は地上へ落下していた可能性がある。こうした現象を基に、これから「飢荒」、「民人疾疫群死」、「兵火起」（赤色の色彩からか）、「人民流散」、「流血積骨」（赤色の色彩からか）、「兵馬尽鳴」と言った災異が発生するかもしれないことを予兆したのであった。

更には、関白近衛政家の日記「後法興院記」延徳4年2月2日～3日条<sup>(5)</sup>では、同正月19日に発生していた「天鳴動事」に対し、同正月22日付けで土御門有宣に依る「天鳴動古文」が作成されていたことと、その写しを記し（同2月3日条）、これを基にした「御祈事」が諸門跡を動員して行なわれることを記録しているのである。ここでは、「天鳴動事」が兵革の凶兆であるとして、天子と將軍に依る「慎」のことが記述されている。その古文では「今月十九日未時（14：00前後）從乾（北西）天鳴聲如雷」としており、「聲如雷」とした対音声認識を示す。これを受けて、「天文

決要齊類」、「乙巳占」（唐の李淳風）、「天鏡經」、「晉書 天文志」（唐の房玄齡、李延寿等）等の書籍を渉獵し、検討をしながら、「天鳴人主有慎、三年十月壬辰天文鳴、其年兵起」とする「占」の結果を導き出したのである。所謂、未来予想図の構築であるが、何故、その根拠とされた資料が日本のものでは無かったのかは不明である。日本では、未だ、参照をするべき記録の蓄積が不十分であると見做されていたからかもしれない。

「三国遺事」に於いては、「聲如雷」の様に、この時の天狗流星落下に関する音声情報は記載していない。次の③がそれに該当するものであるのかもしれないが、事実として火球等の近辺への落下があったとするならば、恐らくは大音響と共に、大変な衝撃波や、地上の建物の破壊等があった筈である。それ故、当該天狗流星の近所への落下は事実では無かった可能性、又は、別の自然現象に基づくものであったことも想定されるのである。

③に見られる「天地亦振」現象は、②の結果としての振動、震動である様にも受け取れる。但し、「三国史記」中に於いて、人名は別として、「揺れる」状態を表現する語として「振」を全く使用してはいない。後述する「三国遺事 卷一」—「桃花王。鼻荊郎（コカシラン）」の項に於いては、「天地振動」の用例が出現し、こうした使用例は「三国遺事」に特有な言語的手法である。「振」の語にも、揺れ動く、震える等の語義はあるが、「三国史記」に於いては、天地や寺塔等が揺れる場合には「震」の語を使用している。これは上述した様に、現代語に於ける「激震が走る」や「震撼」等と同義語として使用されていたことも考えられ、その場合には、物理的な揺れを表現してはいない。

ただ、当時の人々が、恐らくは、長年に渡る経験則の積み重ねに依り、副振動（あびぎ）の様な、通常の潮汐や、高潮、高波、津波以外の理由に基づく海面の振動現象の存在を知っていた可能性もあり、「天地振動」現象を、単なる天空と地上の揺れであると決め付けてしまうことにも、留保が必要であろう。

④米類より直接穂が出る現象を記載することから、（湛水、乾田）直播方式での水稲耕作の存在、実施をも想起させるが、旧暦6月迄の期間である。そうであれば、登熟した稲穂から発芽したものではない。この現象が事実であったのか、否かは別

として、若し、その様な現象が実際に起こっていたとするならば、それは米の生育期間の著しい短縮と簡素化を示すことであり、常ではない出来事であるものの、米の増産に繋がる可能性もあり、吉兆としての見做しであったのかもしれない。通常、1粒の種粃（1株）当たり～3,000粒の米粒が収穫されることから、何らかの慶事を示そうとしていた可能性もある。

当該記事は、「新羅本紀 第九」恵恭王乾運3年（767）9月条に、「金浦縣禾實皆米」と記述されたものを受けたものと考えられる。豊作、吉祥の状態を表現したものであろう。「稲交（いなつるび）」と言う語があるが、これは稲光や稲妻をも意味した古語（初秋の季語）である。「二十卷本 倭名類聚鈔 卷第二」<sup>(6)</sup>の「鬼神部第五 神靈類第十六」に依れば、「雷公電等附」として「和名伊加豆知」、「奈流加美」、「和名伊奈比加利」、「伊奈豆流比」、「伊奈豆萬」等の訓読法を掲載している。つまり、稲妻の語とは「稲の夫〔つま（端→端緒）〕」、即ち、米の登熟の契機を意味し、それは古代社会に於いて、稲が稲妻を受けることに依って成熟するものと信じられたことより、その様な表現法が生まれたのである。確かに、上述した如く、地震との関連性、天上界よりの警告法としての意味合いもあった、「雷」表現法であるが、殊更に発雷記事が記録として多く残されていた背景には、その様な農業信仰の存在も想定されるのである。

⑤やはり、天文現象記事である。767年7月には、北宮の庭中に2つの星が落下し、その後、又、別の1星が落下して来た。この3つの星は、共に地中へ没してしまったとする。当該記事も、「新羅本紀 第九」恵恭王乾運3年7月条に、「三星隕王庭相擊（打ち当たる）。其光如火迸散（ぼうさん。勢いよく散る）」と記されるのが原型であったものと考えられるが、凶兆として演出されたものではない。地中へ物体が没して何かを予兆しようとした事例では、「百濟本紀 第六」義慈王20年（660）条に於いて、「有一鬼入宮中。大呼百濟亡、百濟亡。即入地。王恠之。使人掘地。深三尺許。有一龜。其背有文。曰。百濟同月輪。新羅如月新。王問之巫者。曰。同月輪者滿也。滿則虧（かく。欠ける）。如月新者未滿也。未滿則漸盈（みちる）。王怒殺之。或曰。同月輪者盛也。

如月新者微也。意者國家盛而新羅寢（やや。少し）微者乎。王喜」とした記事が想起される。この場合では、百濟国最後の王となる義慈王に対し、一鬼が地中へ入って一龜と化し、百濟国の限界、終末を予告するというものであった。この場合には、それは凶兆であった。

しかし、この「三国遺事」の記事では、恵恭王乾運4年春条に見られる「開府儀同三司新羅王」への、唐代宗に依る冊封の吉兆として認識され、記載されたものと推測される。儀同三司とは、儀礼に於ける格式が三司（大臣）に准じるという意味である。新羅国（恵恭王乾運）にとっては、唐との関係の安定が得られたことで、先ずは安堵したことであろう。

⑥「先時（これより前に）宮北厠園（厠、園は「かわや」。便所）中二莖蓮生。又奉聖寺田中生蓮」とした記事であるが、蓮が生えたとするものである。しかもその場所は厠であった。その地下茎は蓮根である。蓮よりは、仏教の存在を強く想起させ、それは極楽浄土や極楽往生を象徴的に表現したものであった。蓮は泥水の中で育ち、桃色と白色の綺麗な蓮花（蓮華）を咲かせることから、釈迦に依る智慧や慈悲を表わしたものであるとされる。「一蓮托生（いちれんたくしょう）」という慣用句もあるが、これは本来、死後の世界に於いて、極楽浄土で仏菩薩と同じ蓮華台上に往生し、再生することを意味した。それが転じて、結果の如何に関わらず、良い意味でも、悪い意味に於いても、最後迄、一緒に行動し、運命を共にする語義に用いられる様になったのである。

又、「蓮華蔵世界（れんげぞうせかい）」という語も、風輪と呼ばれる世界の最底があり、その上部に広がる香水海で花開く千葉（せんよう）の大蓮華の上には、一葉毎に1つの世界が展開し、その中心にこそ毘盧遮那仏（びるしゃなぶつ）が出現するとした世界観である。

宮殿北側に在った「厠園」の中から2莖の蓮が生えたとする記事よりは、新羅国に依る韓半島統一から約100年、「二莖」、即ち、国内では中国より導入した律令体制の推進派と、旧来よりの貴族連合体制を主張する人々との確執が、如何ともし難い段階（内乱の多発）へと入って行くことを予兆（凶兆）した現象として描写されていたものと見られる。「厠園」とは、抜本的な解決策の見

出せない、そうした新羅王権の塗炭の状況を表現したものと推測されるのである。

倭国同様、仏教も律令制度も外来の文化、制度である以上、それらの受け入れに対する拒絶反応が起きたとしても不思議ではない。「新羅本紀 第九」の記述に依れば、惠恭王16年(780)4月、上大等であった金良相、伊滄の金敬信等が挙兵し伊滄金志貞を討滅するが、惠恭王とその后妃もこの内乱の中で殺害されたのである。同記には、同年正月の「黄霧」、同2月の「雨土」の凶兆記事を受けて、「綱紀紊亂」、「災異屢見」、「人心反側」とした状況となり、「伊滄金志貞叛。聚衆圍犯宮闕」に至る時系列が示されていた。

蓮は元々インド原産のスイレン科多年生水草であって、中国経由で韓半島や日本へも齎されていたものとされている。蓮は食用薬用植物でもあり、その葉や種子、節には消炎、収斂、嘔吐、滋養強壯、不眠症、高血圧、心臓病、糖尿病、腸カタル等に対する薬効がある。又、水田(湿田)にさえ出来ない様な条件の悪い低湿地帯では、蓮(蓮根)が栽培されることがある。更には、蓮は「ムクゲ(無窮花)」の別称としてもあり、新羅国の文人であった崔致遠は、「謝不許北国居上表」に於いて、「則必槿花郷廉讓(れんじょう。清廉潔白であり、良く人に譲る)自沉(しずむ)」とし、自国を「槿花(きんか。ムクゲの花)郷」と表現をしており、一時的な栄華を示唆したこの花に新羅国を例えたのである。

⑦「虎入禁城中。追覓(もとめる。探す)失之」とし、現在では既に韓半島では見られなくなっている、アムールトラ(虎)、ヒョウ(豹)等の大型ネコ科動物が禁城中へ侵入したとする記事である。アムールトラ(虎)の場合、雄の個体では体長約330センチメートル、体重約300キログラムに及ぶものもある。こうした野生動物に依る人間襲撃も又、災異の1つとして位置付けられていたことが想定されるのである。当該記事は、⑧の大乱との関連性の中で考慮をしなければならない事象であろう。「新羅本紀 第九」惠恭王乾運4年(768)6月条にも「虎入宮中」記事が見える。禁城中へ侵入した虎とは、翌月叛乱を起こす一吉滄大恭と、その弟の阿滄大廉との置き換え表現であったものと見られる。

⑧「角干大恭家梨木上雀集無數。據安國兵法下

卷云。天下兵大亂。於是大赦修省(謹慎する)。七月三日。大恭角干賊起。王都及五道州郡并九十六角干相戰大亂。大恭角干家亡」とし、内乱勃発を記録する。「新羅本紀 第九」に依れば、惠恭王乾運4年7月に、一吉滄であった大恭と、その弟の阿滄大廉とが叛逆したことが記される。同年には、「彗星出東北」(春)、「京都雷雹傷草木。大星隕皇龍寺南。地震聲如雷。泉井皆竭。虎入宮中」(6月)と言った数々の災異が立て続けに発生しており、これらは現象として事実であった可能性もあるが、全て叛乱の凶兆として掲載されていたものと考えられる。

ここでは、角干(伊伐滄。「新羅本紀 第九」では一吉滄とする)であった大恭の邸宅に植えられていた梨の木に無数の雀が集まって来たとする記事である。前述した如く、梨は韓半島に於いては、現在でも肉料理に合う食材として良く利用され、当地の人々にとっては馴染みが深い。梨には、疲労回復、高血圧予防、解熱、去痰、利尿、便秘解消作用等の薬効もあることに依り、韓半島に在っては、その栽培が奨励されたこともあった。雀はユーラシア大陸から東南アジア一帯にかけての広い地域で生息が確認されている、スズメ科の小鳥である。雀は稲に対する食害を齎す一方で、稲に付く害虫を食べて駆除してくれる功罪両面がある。「安國兵法 下卷」の記述を根拠として、「梨木上雀集無數」現象とは、「天下兵大亂」の凶兆であるとしているのである。梨木は新羅国、新羅王権そのもの、雀とは兵力の置き換え表現法であるものと見られる。

この叛乱は貴族連合体制の復活を試みたものであろうが、結果として王都のみならず、五道州郡へも及び、96の角干が争うという、全国規模の大乱に迄発展し、王宮を33日間に渡って包囲したものの、王軍に依り鎮圧され、大恭を始めとして、その九族も誅伐されたとする。

この「角干大恭家梨木上雀集無數」と言う兵革出来の凶兆に対して、惠恭王は「大赦修省」、即ち、大赦を行ない自らは謹慎したのである。少なく共、東アジア世界に在って、恩赦の思想は中国に起源を發したものであるとされる。そこには天子に依る人民への仁愛と言う意味合いと共に、政治的な配慮と言う側面をも伴った。その実施動機としては国家的な慶賀、祥瑞出現、疫病流行、災異の

発生等、吉凶両面での理由が存在したが、何れの場合にも、恩赦実施は天子の専権事項に帰属したのである。惠恭王に依って行なわれた大赦では、死罪等の重大犯罪者の赦免も行なわれたと見られることより、いざ、兵乱となった際には、味方となる民衆等を多く確保しておきたいとする、実際上の目的があったことも考慮されるであろう]

(2) 卷三、阿道基羅。一作我道。又阿頭：「新羅本紀第四云。第十九訥祇王（新羅国第19代国王訥祇麻立干。在位417～458年）時。沙門墨胡子自高麗（高句麗国）至一善郡。郡人毛禮或作毛祿。於家中作堀室安置。（中略）按我道本碑云。我道高麗人也。母高道寧。（中略）于時未離（みち）王（新羅国第13代国王味鄒尼師今）即位二年癸未（263）也。詣闕（けつ。皇居）請行教法。世以前所未見爲嫌（未知の教えであるとして嫌い）。至有將殺之者。乃逃隱于續林今一善縣。毛祿家。祿與禮形近之訛（か。誤伝）。古記云。法師初來毛祿家。時天地震驚（しんきょう。震え驚くこと）。時人不知僧名。而云阿頭多麼（さんま）。多麼者乃鄉言之稱僧也。猶言沙彌（しゃみ。仏門に入つて十戒を受け、更に、具足戒を受ける為に修行を行なう7～19歳の僧）也。三年（264）。時成国公主疾。巫醫不効。勅使四方求醫（師）。師（我道）率然（そつぜん。突然）赴闕。其疾遂理（おさまる）。王大悅。問其所須（希望する）。對曰。貧道（ひんどう。僧侶が自らのことを他者に対して謙讓して言う語）百無所求。但願創佛寺於天境林。大興佛教。奉福邦家爾。王許之。命興工（寺院の着工を命令した）。俗方質儉。編茅葺屋。住而講演。時或天花〔天華。てんか、てんげ。天上界に咲く靈妙で美麗な花。法会に際して仏前に撒く、蓮華の花びらの形を模した紙。雪（の花）〕落地。號興輪寺。毛祿之妹名史氏。投（歸依する）師爲尼。亦於三川岐。創寺而居。名永興寺。未幾（間も無くして）未離王即世（そくせい。死ぬこと）。國人將害之（僧尼）。師（法師）還毛祿家。自作塚。閉戸自絶。遂不復現。因此大教（仏教）亦廢」

〔仏教受容に対する新羅国内の状況を述べた箇所である。仏教の新羅宮廷内に於ける布教に対して反対行動があったことは注目される。倭国に於ける、仏教受容に対する崇仏派と排仏派との対立を想起させる逸話でもある。(7) 更に、仏教寺院、僧侶と医学との結び付きが見られる点にも着目を

しなければならない。但し、当該箇所では、年代比定の齟齬があり、注意が必要である。我道よりも先に沙門墨胡子が新羅国へ入国している。

①当該「三国遺事」が引用した「古記」に依れば、高句麗国の出身であった我道が初めて毛祿の家を訪れた際、「天地震驚」したという。この場合には、「震驚」は熟語として運用されているので、実際に落雷があったとか、地盤が揺れた（地震等の発生）ことを示す現象であったとも言えない。ただ、この語が仏教の流入、伝播に対して、大音声・大発光を伴う落雷や地震の如く、天上・地面が揺れ動く程の衝撃を受けた、というニュアンスで使用されている点には留意をすべきである。天地の揺れとは、良い時にも悪い時にも、天神地祇に依る或る種の態度を示すものと、人々に依り認識されていたことが窺える事例である。新羅国一善郡（慶尚北道）の人であった毛祿は、沙門墨胡子が高句麗国より新羅国へやって来た時に、自宅へ招いた人物であった。

②成国公主が病気になった。成国公主は北宋の太祖（初代皇帝）趙匡胤の娘であるが、年代が合致しない。この場合の成国公主は新羅国の人物であろう。最初、治療の為に「巫醫」が呼ばれたものの、効果が無かった。巫醫とは、呪術的手法、祈禱等の手法を中心とした心理的治療行為をも行なう人物であろうか。

日本に於ける事例としては、以下の様なものがある。「日本書紀 卷卅 持統天皇」持統天皇5年（691）12月戊戌朔己亥条では、(8)「賜醫（クスシ）博士務大參德自珍（トクジチム）。呪禁（ジユコム）博士木素丁武（モクソチヤウム）。沙宅萬首（サタクマムシユ）銀人（コトニ）廿（二十）兩」とあって、渡来人と推測される医博士と呪禁博士の計3名に対して、夫々に銀20兩を支給している記事がある。その内、医博士であった德自珍に対しては、諸臣四十八階の第29位に当たる冠位をも授与していること依り、当時、医学従事者に対しては、それを倭国の官人組織の中に取り込み、日本への永住を促そうとしていた意図をも汲み取ることが出来るであろう。(9)

ここに見える「呪禁（じゅごん）」とは、道教由来の道術であり、呪文等の手法を使用しながら、邪氣が齎す害を取り払うものであった。取り分け、持禁（じきん）は、疾病の原因となる鬼神等を追



い払い、災異の発生を防止する機能を持った。これ自体は、現在の視点を於ける医学であるとは言えないのかもしれないが、古代当時には治療行為として位置付けられていたのである。しかしながら、後には陰陽道に基づき、陰陽師がその役割を担う様に変化して行った。呪禁師の活動も、次第に「厭魅 蠱毒 (えんみ こどく)」（厭魅は呪術を使って呪い殺すこと、蠱毒は動物の毒を使った呪術）に傾倒する等して危険視されるに至り、「續日本紀 卷二十八 稱徳天皇」神護景雲元年（767）8月16日条の、<sup>(10)</sup>神護景雲改元時に、呪禁師末使主望足を外従五位下に叙した、とする記事を最後として認められなくなっており、10世紀初頭までの間に官制上からも消滅した。

日本に於いて、民間の医療施設的な側面を持った布施屋も、その運営には仏教寺院や僧侶が関与し、薬師如来を本尊として、「薬師寺」も附置されたが、そこに於いても、そうした治療、療養行為、並びに、布教を兼ねた禱、巫術、占吉凶等の宗教行為とが並行して行なわれていた可能性もあろう。朝廷は、そうした僧医の行なっていた純然たる医療行為以外の宗教行為に関して、僧体のままでの従事には消極的であったことが知られている。つまり、「令義解 卷二」所収の「僧尼令 第七」<sup>(11)</sup>では、「僧尼上觀玄象。假説灾祥。語及國家。妖惑百姓。(中略)科罪」、又、「僧尼ト相吉凶。及小道。巫術療病者。皆還俗。其依佛法。持咒救疾。不在禁限」としており、僧侶が仏教に基づく、正当であると認められた宗教行為、純粋な医療行為以外の活動を行なうことに対して、朝廷は否定的な姿勢を示している。

ただ、典薬寮に於ける咒禁（じゅごん）師、咒禁博士、咒禁生の設置に見られる如く、朝廷に於ける官僚組織中にも、道教に依る方術の技能専門職官が組み入れられていて、僧医に対してもこれ自体を禁止したものではないのである。河内国若江郡弓削郷の豪族弓削氏にその出自を持った道鏡は、青年時代に、葛木山に於いて如意輪法、呪禁を修めて験力を得、東大寺初代別当良弁より、梵文やサンスクリットを学んだとされる。その後、天平宝字5年10月13日には、平城京より近江国石山保良宮への遷都があり（「續日本紀」同日条）、翌6年4月には、保良宮に於いて、孝謙上皇に対し、宿曜秘法を用いた治療、看病を行ない、

それが彼女の寵愛を得る契機となったとされる。孝謙は女帝であったが、王家の中に於いても、僧侶に依る二面性を持った形での看病行為を否定せずに、受け入れていた事例として指摘され得るであろう。

成国公主の治療に当たっていた巫醫も、そうした道教由来の道術を駆使した形で、呪文や刀剣を用いて邪気、鬼神を払い、病気の快癒を目指したものと考えられるが、結果としてその治療は成功しなかった。「病は気から」と言う慣用句もあるが、正にそうした治療法である。これは、東アジア世界に於ける初期医療とは、そうした患者の心理面に働き掛ける治療法が優先されていたことを物語る逸話ではあろう。但し、実際に近年の研究に於いても、その時々気分やストレス等の心理的状況が免疫反応に影響するとした見解もあり、巫醫や僧医に依るこうした精神的治療法が、全く根拠の無い治療法であったと一蹴することも出来ないのである。<sup>(12)</sup>

さて、次の段階として、王は四方に勅使を派遣して醫（師）を探したとある。この醫（師）とは、理論と調剤とを行なう漢方医学（中国医学）に基づいた形での医師であったものであろう。中国に在って、最も古い時期の本草書（薬物書）は、「神農本草經」〔前漢末期～後漢期（紀元前後～3世紀初頭）の成立とされる。365種の薬物を上品（じょうほん。無毒の甘草、桂皮、人参等の養命薬）、中品（毒性もある当归、川芎、柴胡等の養性薬）、下品（毒性の強い大黄、附子、半夏等の治病薬）の三品に分類〕であり、様々な写本の形で以って、それらは韓半島、更には、倭国へも齎されていたものと考えられる。

ただ、そこに記された漢方薬の原材料が、半島や倭国では手に入らなかった可能性もあり、半島に在っても、倭国に在っても、中国漢方とは言いながらも、実際には亜流漢方技術の再現であったことが想定される。況（いわん）や、漢文で記述された本草書本文の解釈が十分には為されず、そこに書かれてあった文や処方の意味が正しく理解されてはいなかった可能性もあろう。それと共に、その場所で伝承されていた、在来の習慣的で経験則的な治療法（所謂、民間療法）も、これと併用されていたことが考慮されるのである。

そうした処、「師率然赴闕。其疾遂理。王大悦」

とあり、**我道**が突然、宮廷に赴き、**何らかの行為**を行なったことより、**成國公主の病氣は遂に治癒**したとしているのである。ここでは、**我道**が宮中に入ったとするだけで、**何らかの行為**を行なったとはしていない。ただ、文脈より推察するならば、その行為の存在は肯定することが出来得るであろう。その前に行なわれた「**巫醫**」に依る治療行為は効き目が無かったとしていることから、**我道**が行なった**治療**とは、それ以外の手法を用いた行為であったのであろう。つまり、中国由来の**漢方医学**（中国医学）を使用したものであった可能性が高い。

「**續日本後紀** 卷八 仁明天皇」<sup>(13)</sup> 承和6年（839）閏正月23日条には、「**勅**。如聞。諸國疾疫。百姓夭折。宜令天下國分寺。限七ケ日。轉讀般若。兼遣僧醫。隨道治養。又令鄉邑每季敬祀疫神」という記事があり、仁明天皇は諸国での**疫**発生に対して、その対策に関する詔勅を発している。それらは、**国分寺に於ける般若經**（大般若波羅蜜多經）の転読（**經典を全部読誦する真読ではなく、その前・中・後の一部分のみを読み、經本を一気にめぐりながら全巻を読誦したことと見做す読み方**）、僧医を派遣して「**隨道治養**」に当たらせる、各郷邑に於いて**毎季、疫神を祭祀**させる等であった。地方に派遣されたのが**博士醫師や醫師**では無かったのは、彼らの主たる職掌が**学生に対する医学の教授**にあったからであろう。その意味に於いて、当時は**治療効果、治療結果**に関した**醫師と僧医との明確な区別**が付けられてはいなかったことが窺われるのである。

即ち、**湯薬治療**も、民衆に対してより身近な存在であった、**僧医、醫師僧、医僧**等と称された、**或る程度の医学知識**（本草書を解読し理解することの出来る能力）を持った僧侶の手に依って、民衆の患者へと**処方**されていたことが考えられる。然も、「**兼遣僧醫**」とある様に、**疫疾**の発生に際しては、**予防措置的に僧医が予め該当地域へ派遣**されることが、**天皇の詔に依って命じられている**点に注目したい。「**隨道**」とあることよりも、**漢方医学**に基づいた、一定水準の**医学知識**、又、**太政官符**等に依る**太政官**よりの**下令、医疾令**等の法令に依拠した**対処法**が、**僧医**の場合に在っても採用されていたことが考慮される。詔勅で示された「**道**」の中には、「**巫醫**」的な**治療行為**が含まれて

はいなかったことが推測されるのである。

**僧医**は本来の**医療従事者、医学専門家**ではなかったものの、**中国や韓半島より輸入された医薬書**を何とか**解読**することの出来得るレベルの、**漢籍文能力**を持っていた（に過ぎない）という理由が、彼らが**実際の臨床医療**へと**従事**する様になった大きな契機ではあった。そうする内に、多くの**臨床経験**も積みながら、**自然の流れで、経験則に立脚した形での医療従事者**へと成長して行ったものと推察されるのである。<sup>(14)</sup>これを**漢方医学**に対する**形での補完医療、代替医療**であると評価することが出来得るものであったのか、否かはその判断が困難ではあるが、**韓半島に在っても、日本に在っても、漢方医学が高価なもの、難解なものであった**と考えられる当時に在って、時には**得体の知れないものの力をも利用しながら、罹患者の心理面、身体面総体の陰陽調和**を取り戻そうとする**医療**が、**僧医に依る治療行為**であったものと推察されるのである。

③「**命興工。俗方質儉。編茅葺屋。住而講演。時或天花落地。號興輪寺**」とあり、王は**成國公主**の**治療**に成功した**我道**に対する**謝礼**として、彼の望むままに、**天境林へ仏寺（興輪寺）を建立**するのであった。**我道**はそこを拠点として**講演**を行なったが、時には「**天花落地**」することもあったとしている。それでは、この**天花（華）**とは一体何であろうか。それは**天上界に咲く靈妙で美しい花**であり、**法会に際して仏前に撒く、蓮華の花びらの形を模した紙**のことをも指し、又、**雪（の花）**の意味としても使われる。この前後の文脈より推測するならば、**我道の徳を賛美**している様にも解釈される。

但し、「**天花**」の語には**疱瘡（天然痘）**を指し示す意味用法もある。その意味で解釈するならば、「**時或天花落地**」とは、**時々、天然痘が流行**することもあった、とすることになる。この文を態々**興輪寺創建**に際したエピソードとして記載した背景の1つには、そうした当時の**社会の状況**に対応する寺院の姿、つまり、**厚生医療施設**としての**仏教寺院**の在り方、より民衆に近い存在であることを印象付ける意味合いが存在していた可能性がある。そうした**社会の状況**は、上で指摘した様に、**古代日本に在っても同様**であった。「**天**」と「**地**」の**対応関係**とは、**人間界の在り方**に対する**天罰**と

しての疾病（疱瘡の様な疫病）の降下、拡散である。この場合には、新羅国にとっても外来の神を祀る仏教の流入に対する、新羅国在来の神々に依る警告と、天罰としての「天花」の「落地」である。

日本に於いても、仏教伝播の際に疾病（疫病）が流行したとされるのである。日本での疫病発生を知らせる具体的な記事の初見は、「日本書紀 卷廿 敏達天皇」敏達天皇14年（585）2月戊子朔辛亥条に記された、「蘇我大臣患疾（ヤマヒス）。問於卜者（ウラヘ）。卜者對言。崇（崇）於父（カソ）時所祭（イハヘシ）佛神之心（ホトケノミココロ）也。大臣即遣（マテ）子弟（ヤカラ）奏其占狀（ウラカタ）。詔曰。宜依卜者之言。祭祠父神。大臣奉詔禮拜石像。乞（是、非）延（ヲヘト、タヘト）壽命。是時國行（オコリテ）疫疾（ネヤミ、エヤミ）。民死者衆（オホシ）」とする記事である。<sup>(15)</sup>

これは、蘇我稲目の子である、嶋大臣蘇我馬子は何らかの病気に罹患した時の様子を記したものであるが、それ自体が疫病であったのか、否かははっきりとしないものの、その後も、ほぼ通常の行動をとっていることより見て、その可能性は低いものと推測される。欽明朝に於ける仏教公伝（552年10月・壬申伝來說に依る）の直後の時期に該当し、当該記事の前後に於いても、仏教（導入）を巡る記事が多く記される。そうした状況下に於ける疫病流行の記事であることより、その扱いは政治的、宗教的な状況の反映を除去する等、幾多の留保も必要となるであろう。「日本書紀」が国家レベルでの編纂物である以上、そこには、当時の人々（人民）の実態が反映されているとは言い難い面も存在する。

ここで馬子は卜者に自らの疾患に就いて尋ねている。疾患に際して、「問於卜者」という行為が、古代当時には、科学的、医学的、政治的、宗教的な意味合いに於いての、病気への対処法の1つであったとすることができる。それは、病気自体の治癒を目指すと言うよりも、寧ろ、その発生理由や意義を卜占に依り究明し、その拡散や再発を封じることであったものと考えられる。この手法は、民衆に依る疾病対処法というよりも、寧ろ、為政者に依って支持された、疾病への最も合理的と見做された対処法であろう。

今回、馬子が卜者に行かせた卜が、鹿卜、亀卜

の何れなのかは判明しないが、その占状には凶象が記されていたのである。それは、馬子の父稲目の時代に祭った「佛神の心に崇れり」、というものであった。これは、同記欽明天皇13年（552）10月条（卷十九）にある、「有司乃以佛像流弃（ナカシスツ）難波堀江。復縱火於伽藍寺也。燒燼更又無餘」という行為（仏教弾圧）を指すものと考えられる。これを受けて、馬子は敏達天皇に占状を奏上させ、その詔を受ける形で石像を礼拝していたのである。仏神に対する祭祀のことを、王権の下に位置付けていたと言うこともできる。

実は、同記欽明天皇13年10月条、つまり、仏教公伝に際しても「於後國行（ヲコリテ）疫氣（エヤミ）。民致夭（アカラシマニ）殘死也。久而愈々多。不能治療（ヲサメイヤス）」という記事を載せ、蘇我稲目が天皇の許可の下に、自宅を寺へと改めた向原家へ、百済国の聖明王が献じた釈迦仏金銅像一軀を安置し、礼拝したこととの関連性を示唆する記述をしている。確かに、そこには物部大連尾輿、中臣連鎌子等の排仏派と、蘇我稲目宿禰等の崇仏派との確執も見て取れる。

ただ、「日本書紀」の同月条、そして、敏達天皇14年2月戊子朔辛亥条に共通していることが1つある。それは、病気の発生が蕃神、仏神と関連付けられ、これに関連する記事の後に続けて、そうであるからこそ、病気が民衆に拡散して行ったとする論調であり、尚且つ、その病気とは疫病、即ち、伝染病であるとする点である。このことより類推するに、仏教そのものというよりも、その象徴であり、偶像である仏像が疫病を日本に齎し、それを拡散させるという観念が、当時の社会にあったのではないであろうか。特に、「西蕃諸國（トナリクニクニ）」と記されていた様に、ヤマト（の王権）にとっての「西」という方向性が、病気をも含む、ありとあらゆるものの流入する方向性であると認識されていたとするならば、阿弥陀如来の浄土である、極楽の所在する方向、つまり、現実苦（この場合には疫病）と対置し得る死の世界（極楽無為涅槃界）と、西蕃諸國（の存在する方向）とが一致した段階に於いて、初めて排仏派の人々は、疫病と仏神とを結び付けて説明することが可能となったものと考えられるのである。そうした方向性に関わる認識は新羅国と共通するものであろう。

更に、「日本書紀」の記述に依れば、敏達天皇13年9月には、百濟国より渡来した鹿深臣某が弥勒石像一軀を、佐伯連某が仏像一軀を日本へと齎し、その後、弥勒石像を馬子が、自邸東方に造営した仏殿に安置したとする出来事があった。又、播磨国にいた高麗惠便(コマノエビム)を師として、唐よりの渡来人であった鞍部村主司馬達等の11歳になる娘嶋を出家させて善信尼とし、それに加えて、漢人夜菩の娘豊女を禅蔵尼、錦織壺の娘石女を恵善尼として、この三尼を崇敬したのである。

「三国遺事」に記された「毛祿之妹名史氏。投師爲尼。亦於三川岐。創寺而居。名永興寺」とした行為も、倭国に於ける善信尼、禅蔵尼、恵善尼の三尼の存在を想起させる。何れの場合に在っても、仏教伝播のかなり早い段階より、尼の存在を強調した意図は何であろうか。それは、排仏という、仏教伝播、布教上の危機に際し、女性の持つ靈妙で神秘的な力、祭祀で以って、外来の神である仏神(との通信)を正当化する意味合いがあったからではなかったのではないであろうか。

未羅王(味鄒尼師今)が薨去した後、新羅国では「國人將害之(僧尼)。師(法師)還毛祿家。自作塚。閉戸自絶。遂不復現。因此大教(仏教)亦廢」と言う状態となり、僧尼等は危害を加えられそうになり、我道は毛祿の家に逃げ込み、塚を掘って入定(にゆうじょう)してしまうのである。ここに、新羅仏教は一旦廃絶することになる程の激しい仏教弾圧が起きていたことになる。「時或天花落地」とは、そうした仏教弾圧に対する警鐘であったものかもしれない

(3) 卷三、皇龍寺九層塔:「新羅第二十七善徳王(新羅国第27代国王、善徳女王)即位五年(636年)、貞觀(唐の太宗の年号)十年丙申(636年)。慈藏法師西學(唐に留学した)。乃於五臺(五台山。中華人民共和国山西省北東部の五台县にある靈山)感文殊授法(智慧を司る文殊菩薩の授法を感得した。「三国遺事 卷三」—「皇龍寺丈六」には「大徳(高德の僧)慈藏西學到五臺山。感文殊(文殊菩薩)現身(応身、おうじん。可視的な仏身)授訣(秘訣。秘密の極意)」と記される。詳見本傳。(中略)貞觀十七年癸卯(643年)十六日。將唐帝所賜經像袈裟幣帛而還國。以建塔之事聞於上(善徳女王)。善徳王議於群臣。群臣曰。請工匠於百濟、然後方可(塔を建てるこ

とが可能となる)。乃以寶帛請於百濟。匠名阿非知。受命而來。經營(測量して準備をする)木石。伊干(滄)龍春。一云龍樹。幹蠱(かんこ。作業を継承する)。率小匠二百人。初立刹柱(塔の心柱)之日。匠夢本國百濟滅亡之狀。匠乃心疑(不審に思い)停手(作業を中断した)。忽大地震動。晦冥(かいめい。周辺が暗くなること)之中。有一老僧一壯士(そうし。勇ましく血氣盛んな男性。壯年の男性)。自金殿(金堂)門出。乃立其柱。僧與壯士皆隱不現。匠於是改悔。畢成其塔。刹柱記云。鐵盤已上高四十二尺。已下一百八十三尺。慈藏以五臺所授舍利百粒。分安於柱中、并通度寺戒壇、及大和寺塔。以副池龍之請。大和寺在阿曲縣南。今蔚州。亦藏師所創也。樹塔之後。天地開泰(天下泰平となった)。三韓爲一。豈非塔之靈蔭(靈驗)乎。後高麗王將謀伐羅(新羅国)。乃曰。新羅有三寶。不可犯也。何謂也(それが何を指しているかと言え)。皇龍丈六、并九層塔、與眞平王天賜玉帶。遂寢(やめる)其謀(「後高麗王將謀伐羅」を指す)。周有九鼎(きゅうてい。中国夏(か)王朝の禹(う)王が、9つの州より献上させた金で鑄造した鼎(かなえ)。天子の象徴として殷朝、周朝へと継承された宝物。非常に貴重な宝の例え)。楚人不取北窺。此之類也。讚曰。

鬼拱(こまねく。傍観する)神扶壓(おさえる。鎮める)帝京。輝煌(輝かしい)金碧(黄金と碧玉)動飛裳(ひぼう。流線型の屋根瓦)。登臨何啻(ただに。～だけではない)九韓伏(降伏する)。始覺乾坤(けんこん。天地、陰陽)特地平(地面のなだらかな広がり。平和な状態)。又海東名賢安弘撰東都成立記云。新羅第二十七代女王爲主。雖有道無威(権威)、九韓(韓半島を取り巻く周辺地域)侵勞。若龍宮南皇龍寺建九層塔。則隣國之災可鎮。第一層、日本。第二層、中華。第三層、吳越。第四層、托羅。第五層、鷹遊。第六層、靺鞨。第七層、丹國。第八層、女狄。第九層、獺

〔新羅国の善徳女王治世に於ける皇龍寺の九層塔建立に関わる逸話である。その契機は、慈藏法師が西学(唐に留学)した際、五台山(文殊菩薩の住む清涼山。又、清涼寺)に於いて「舍利百粒」を授与されたことに依る。その仏舍利は三分割され、そのうちの一部分が皇龍寺九層塔の「分安於柱中」されたとしている。仏教世界に於ける仏塔には、宝塔、多宝塔、重層塔、宝篋印(ほうきよ

ういん) 塔、相輪塔、五輪塔、板碑等に至る迄、様々な形態のもの、その素材も石製、木製、金属製があるが、その建塔目的は、それが本物であるのか、否かとは別に、**仏舍利**を奉安することであった。**仏舍利**は火葬された釈迦の遺灰であり、塔は供養の為の施設であった。

仏舍利は塔の中心軸を構成している心柱(しんばしら。史料中にある「刹柱」)直下の基壇の中へ、舍利容器に収納されて納められることが多い。但し、**仏舍利**は実在の人物の遺骨であり、**仏教**の拡散と共に「遺灰信仰」<sup>(16)</sup>も広まって行くことより、その「真身舍利」(本物の**仏舍利**)の数量にも限りがあることから、塔にも実際の**仏舍利**ではなく、水晶、翡翠、石英等の代替鉱物等を収納していることが多いものと推察される。それは、本物の**仏舍利**を調達することが出来なかったという実際上の理由からであろうが、その一方では、**代替物**をも**真正物**(本物の**仏舍利**)であると「見做す文化」の存在が無ければ、**仏教**信仰として、殆どの仏塔はその持つ意義を失ってしまうのである。

皇龍寺九層塔の「柱中」に**仏舍利**が「分安」されたとする表現法よりは、**羽衣**伝承に於ける逸話を想起させる。それは、京都府北部、日本海にも面している丹後半島の旧大宮町(現京都府京丹后市大宮町)で伝えられて来た「七夕さん」と称する**天女**伝承(**羽衣**伝承)である。それらは、①上常吉の小塚謙治氏、②河辺の近藤佳女氏、③新宮の井上保氏に依って継承された伝承である。これら複数の伝承の中で共通する主人公は、三右衛(ねも)門であり、①③に於いては、彼は(若い)獵師であるとしていて、何れも**天女**の**羽衣**(舞衣)を勝手に自宅へ持ち帰って、それを家の柱(大黒柱、表の床の柱)に開けた穴の中へ隠し、その上に埋木をしたとする。三右衛門と**天女**とは後に結婚し、①では子供3人を設け、③では子供が3歳になった時に、**羽衣**が子供の示唆に依って妻(**天女**)に発見されたとする。又、三右衛門自身が**羽衣**を隠した柱を拜むと言う行為、及び、自分が発見した**羽衣**を着用して**天女**が天に帰ると言う行為とが共通しているのである。

そして、①③では、**天女**が三右衛門に残した**瓜**の種が、彼に依って蒔かれ、①ではその蔓を辿って**天女**は天へ戻り、③では**天女**は三右衛門にその蔓を辿って、天へ来て欲しいと懇願をしていて、

実際に彼は天上へ辿り着くのである。そこでは、**七夕さん**(**天女**)や**天人**達に依って、彼は歓待を受けるのであった。当該伝承に於ける天上とは、やはり水に関わる**浦島**説話に於ける「**遠神仙**之堺(とほきとこよのくに)」に対応する存在であり、三右衛門は、そこで自ら好んで楽な仕事である**瓜**の番人をするが、禁止されていた**筍**の摘み食いをした(禁忌を犯した)結果、俄かに**大洪水**に襲われ、彼は地上へと戻されるのである。それを見た**七夕さん**は「七日、七日に会おうで」と叫んだものの、それは**悪魔**の取り次ぎに依り、「七月七日に会おうで」と言い換えられ、2人の逢瀬は1年に1回のみ、七月七日に限定され、三右衛門が流された川は**天の川**となって、現在も残っているとしているのである。

禁を犯すことに依って懲罰される、取り分け、③では**大洪水**が発生するとしていることより、人間が禁忌を犯す行為に依って、何らかの自然的な処罰(水に拘わる災害)を、**天(女)**より受けたとした、警告的なメッセージが当該物語には込められているものと推測されるのである。上の話で登場する**瓜**の蔓とは**天に通じる柱**である。恐らくは、「**羽衣**(舞衣)を勝手に自宅へ持ち帰ってそれを家の柱(大黒柱、表の床の柱)に開けた穴の中へ隠し、その上に埋木をした」とした話は、**水**の存在の置き換えとしての**羽衣**が、埋木、つまり、禁忌を犯さないと言った人間側の節操、理性に依って抑制されているという状態を示し、それを拜む行為とは、将に、**自然の摂理**を尊重すると言う、人間として本来あるべき謙虚な姿勢を表現し、推奨しているものと推測されるのである。<sup>(17)</sup>

つまり、「皇龍寺九層塔」の話も含めて共通することは、穴を開けた柱の中に何らかの物を収納し(隠匿し)、それを外部より祭祀するというものである。しかし、何故、柱の中なのであるのか。柱は構造物の中では無くてはならない重要な部分であり、それが無くては建物を維持することができない。柱は通常、真っ直ぐに立てられているものである。その姿よりは、柱とは**天との通信**に使用されるアンテナ、回路であり、**天上界**より**神々**が地上へと降臨する際に往復する**梯子**(はしご)でもある。**神仏**を数える際の数量詞、助数詞が「柱」であることを考慮するならば、それは、**神自体**(**神体**)でもあると見做されていた可能性がある。

柱を神（に繋がるもの）として、崇拜する習慣の存在していたことも想定されるのである。

諏訪大社（長野県諏訪市）に於いて、7年おきの寅と申（さる）の年に執行される「式年造営御柱大祭（御柱祭。おんぼしらい）」では、合計16本の御柱（樅木。もみのき）を上社前宮、上社本宮、下社春宮、下社秋宮、に在る各社殿の四隅に建てる「里曳き」が5月に行なわれているのは、その名残りとしての行事であろうか。「丹後國風土記 逸文」<sup>(18)</sup>中の「天椅立」の項では、その成立を伊射奈藝命（イザナギノミコト）が天（高天原）に通う為に立てた梯子を、「天椅立」と称したが、彼が寝ている間にそれは仆れ伏して、現在の姿〔京都府宮津市江尻（北側）より、南方側へ延びて、文珠側へと至る、全長約3キロメートル以上、幅約40～110メートルの狭長な湾口砂州。日本三景の1つ〕になったと説明するのである。

「三国史記」—「新羅本紀」の記事に依れば、この皇龍寺九層塔は、完成後には「震皇龍寺塔」、「皇龍寺塔揺動（ようどう）」現象で以って、国家的な災異を予兆したのである。それは地震等に依るものではなく、実際の揺れではなかった可能性も大きく、一種の「見立て」であったものと推測される。その意味に於いては、日本文化の特質でもある「見做し」、「見立て」といった行為が少なく共、新羅国に於いては採用されていたことが想定されるのである。皇龍寺九層塔も「真身舍利」が「柱中」に安置された供養塔、即ち、釈迦の分身であったと見做されていたとするならば、その震動現象とは釈迦の意思に他ならなかったのである。

ところで、新羅国では当時、九層塔を建立することのできる工匠が確保できなかったことに依り、西隣した百済国に対して、その派遣を要請したのであった。そこで、百済国はその要請に応え、工匠阿非知と、彼が率いた小匠200人を派遣するのであった。ある時、阿非知は母国である百済国が滅亡をする夢を見た。不審に思った彼は作業の手を止めた。そうした処、「忽大地震動。晦冥」となったと記す。「晦冥」が「大地震動」の結果として齎されていた粉塵の巻き上げ等の現象であったのか、又、別の自然現象であったのかに関しては判然としない。ここでは、当該現象が出来

した後、1人の老僧と1人の壮士とが金堂の門より現われ、遅れていた立柱の工事を行なった後に、その姿が見えなくなったとしている（皇龍寺は完成段階では一塔三金堂式伽藍配置）。工匠はそれを後悔し、塔を完成させたとするものである。「大地震動」と「晦冥」現象とは、塔の工事が中断し、未だ完成しないことに対しての、天地双方より発生された警鐘という見做し、又、釈迦の怒りの表現であったものと考えられる。

ここでも、「柱」が話題の中心となっている。無論、立柱していなければ、それ以上建築工事が進捗しないのであるが、何故、老僧と壮士は立柱工事のみを行なって去ったのであろうか。この話は仏教説話風な構成、編纂趣旨であることから、話が事実ではなかった可能性もあるが、老僧と壮士の存在とは老壯とした対極に存在するものの調和、陰陽調和を示すものであり、皆が協力することの大切さを説いている様にも受け取ることが出来る。「大地震動」（地震等の自然現象）が事実であったとするならば、建築途上にあり、立柱も未だ終わっていない九層塔は崩壊していたことも考えられる。そうした記述も無いことから、この「大地震動」や「晦冥」といった現象は現実に発生していた事象ではなく、早く九層塔を完成させなければならぬとした、新羅国の国家的意志を強力に示そうとした編集上の演出であったものと見る事が出来るであろう。それ故、「匠於是改悔。畢成其塔」であり、「樹塔之後。天地開泰。三韓爲一」なのである。九層塔の持つ靈験とは、九鼎にも匹敵する威力を発揮するものであり、人為的災害としての「隣國之災」を鎮めるものでもあったのである。

又、慈藏法師が中国より持ち帰った「舍利百粒」は、皇龍寺の柱中、通度寺戒壇、大和寺塔へと納められたが、その理由の1つは「以副池龍之請」であったとする。龍は実在の動物ではないが、「池龍」と記されている如く、水中世界を支配する存在であった。それは、実在の生物である蛇にも通じ、そこで多くの蛇が多く生息していると言うよりも、寧ろ、その細長く、曲がりくねっている形状、そして、或る場合には毒を以って人間へも噛み付く特性からも、大量の水の発生や、その急激な流れをも表わした表現法でもあった。つまり、人々の生活に災厄（害毒）を齎す「水災害」の置き換え表現法でもあったのである。

皇龍寺そのものは、「新羅本紀 第四」眞興王多麥宗14年(553)2月条に、「王命所司。築新宮於月城東。黃龍見其地。王疑之。改爲佛寺。賜號曰皇龍。秋七月。取百濟東北鄙。置新州。以阿滄武力爲軍主。冬十月。娶百濟王女爲小妃」とあるのをその創建の根拠としている。これは、「黃龍」出現と仏寺(皇龍寺)創建の記事であると共に、龍を仏教と結び付けた「新羅本紀」中に於ける初見記事でもある。中国神話に於ける四神(古代中国天文学に於ける、東方青龍、南方朱雀、西方白虎、北方玄武)の中心に位置した「黃龍」の出現であるが、当該事例に在っては、それが必ずしも祥瑞としては扱われてはいないのである。慶州に於いて、「築新宮於月城東」ことが四神相応の原理を乱すものとして、「黃龍」が出現し、人々に対して警告を行なったものと認識された可能性がある。五行説に於いては、五龍の黃龍は五行の「土」に配されており、交替循環の順序では、木は土に勝ち、土は水に勝つとした相剋説(陰)、火は土を生じ、土は金を生ずるとした相生説(陽)として説明される。五方では中、五穀では「米」に当たるのである。従って、「黃龍」が出現したとされる場所は、水に関わる(出水が想定される)として、宮所ではなく、仏教寺院とされたのであろう。その結果として、「取百濟東北鄙。置新州」、「娶百濟王女爲小妃」といった、新羅国にとっての吉事が出来たとする編纂上の趣旨であったのかもしれない。

皇龍寺の敷地は、現況に於いては、その北側を流れる北川、南側の南川、そして、西側を南北方向へと流れ、慶州北方に在る浦項市(大韓民国慶尚北道)で日本海へ接続する兄山江等の河川に囲まれており、元々、低湿地帯であったとされることから、大型で、重心も高い重量構造物(九層塔の高さは80メートルに達したとされる)を構築するには適してはいなかったものと考えられる。<sup>(19)</sup>時間の経過に伴う河道の変遷も考慮をする必要があるものの、治水工事が積極的に展開されていたとは言い難い古代社会に在っては、そうした地盤特性を克服する目的に於いて、そこの住人であると見做されていた「池龍」に依る災厄を鎮める必要性に迫られていたものと推測されるのである。そのことが文語表現法として表われたのが「以副池龍之請」であった。

「新羅本紀 第五」善徳王14年(645)3

月条の記事には、「創造皇龍寺塔。從慈藏之請也」と記されており、この時に皇龍寺内に寺塔が竣工したことが記録される。ただ、善徳紀には、同12年3月条に於いて「入唐求法高僧慈藏還」とあるのみで、寺塔着工に関する記載は無い。同11年の記述に依るならば、「秋七月。百濟王義慈(百濟国の最後の国王。第31代)大舉兵。攻取國西(新羅国西部に在った)四十餘城。八月。又與高句麗謀(百濟国と高句麗国とが共謀して)。欲取党項城(黄海に面した大韓民国京畿道華城市の唐城か)。以絶歸唐之路(唐との交通路が遮断された)。王(善徳女王)遣使告急於太宗(唐の第2代皇帝。李世民)」とし、百濟国と高句麗国とが共謀して新羅国を攻撃する様子が描写されており、同12年には新羅国が唐へ遣使を行ない、唐に依る新羅国への「救援」を求めているのである。当時、新羅国が大規模に建築工事を行なうだけの国内的余力を持っていたのか、どうかも疑問として残る。

こうした内外情勢の下、一方的に大規模攻撃を受けていた新羅国が、百濟国に対して、「三国遺事」に記された如く「請工匠於百濟、然後方可。乃以寶帛請於百濟。匠名阿非知。受命而來」したとも、到底考えることができない。宗教と政治とは別次元の話であると解釈をすることができなくもないが、少なく共、「三国遺事」に見られる皇龍寺九層塔建立記事に対しては、史料として慎重な取り扱い、検証が必要とされるであろう。

更に、讚に記されていたという「鬼拱(こまねく。傍觀する)神扶壓(おさえる。鎮める)帝京」という表現法からは、九層塔の持つ靈驗、威力を賛美する思想を窺うことができる。それは、鬼を帝都に寄せ付けず、神々が帝都を静謐に保つことを助けるものであるとしている。鬼が帝都に災異を齎すとした思想からであろう。鬼(陰)と神(陽)とが、夫々、対極に存在するとした考え方が反映された文である。

又、安弘撰に依る「東都成立記」よりの引用文であるとしている、「新羅第二十七代女王爲主。雖有道無威、九韓侵勞。若龍宮南皇龍寺建九層塔。則隣國之災可鎮。第一層、日本。第二層、中華。第三層、吳越。第四層、托羅。第五層、鷹遊。第六層、靺鞨。第七層、丹國。第八層、女狄。第九層、獺貊」とした表現よりは、韓半島に於ける伝統的

な対外災異観念を窺うことができる。この当時の新羅国の治世は、韓半島に在っても事例の少ない女王である善徳王に依って為されていたものである。彼女は韓半島に於ける最初の女性国王である。「雖有道無威、九韓侵勞」という新羅国を巡る今日の困難な状況が、女王（女性）であるが故に齎された災異であると認識されていたものであるのか、それとも善徳王の人としての問題、人間性に関わる問題として捉えられたものか、その他の要因に依るものであるとしたのかは不明ではあるが、「女王爲主」とする表現法よりは、女性（の王）である（ので数々の災異を招いている）という「性差の認識」が根底にあった可能性がより高いものと推測される。特に、「威」が無いとしていることは、そのことを裏付けているのではないであろうか。

半島の王権に在って、女王は新羅国で即位した善徳女王、真徳女王、真聖女王の3人のみである。日本を除く東アジア世界では、百済国や高句麗国、そして、中国〔武則天（ぶそくてん。唐の高宗の皇后。則天武后。690年、「武周革命」に依って周朝を建て、唐朝を中絶させた）を除く〕に於いても、女性でありながら、王権を主催した事例は稀有である。そうであったからこそ、常ではなく、女性が王位に就くこと自体が国家に災異を齎す、とした思考があったとしても不思議ではないのかもしれない。それ故の「雖有道無威、九韓侵勞」という認識であったものと推測される。この点に於いては、「新羅本紀」の記載よりも、当該「三国遺事」記事の内容の方に信憑性を認めざるを得ないかもしれない。<sup>(20)</sup> 事実、「新羅本紀」の記載に依るならば、彼女が即位して以降、旱害、京都に於ける地震、百済国に依る新羅国西辺部への侵攻、雹害、自身の疾患等、5年の内には悪い出来事が多発していたのである。それを挽回する政策が「慈藏法師入唐求法」と「創造皇龍寺塔」に見られる、積極的な仏教興隆策であったものと考えられる。

しかしながら、同じ東アジア世界に在りながらも、日本では卑弥呼に見られる邪馬台国の首長の如く、～古代社会に在っては独自性の強い各地の王権、又、ヤマト王権に於ける女帝等に至る迄、女性の王権主催は左程珍しい現象でもなかったこととは対照的である。それは、日本古代における政治手法一霊的な支配、の存在と無縁ではない。

神と交信する能力が王に求められていたからであろう。中国風な統治手法一法と序列に依る支配、律令の導入以降に於いても、そうした傾向は或る程度容認されていたのかもしれない。女性が特定の領域から排除される慣習一女人結界・女人禁制は、平安時代初期の最澄以降の出来事であるとされ、その背景には、仏教領域に於ける課題が存在したとされる。<sup>(21)</sup>

「九」という数字は1桁の数字で最大であり、尚且つ、陽の数字である奇数であることから、それが具現化、可視化された九層塔の持つ靈験は最大化されるものと信じられていたのであろう。そうした意義、靈妙な力を持った九層塔であるが、上記の検討結果からは、「新羅第二十七代女王爲主。雖有道無威、九韓侵勞。若龍宮南皇龍寺建九層塔。則隣國之災可鎮。第一層、日本。第二層、中華。第三層、呉越。第四層、托羅。第五層、鷹遊。第六層、靺鞨。第七層、丹國。第八層、女狄。第九層、獺貊」とした引用文の意味していることは、国王が女性であるというウィークポイントに対し、それを九層塔のもつ靈妙なる力で以って補完しようとした、ということである。その主眼は自然災害ではなく、日本を始めとした外来の敵である。そのことを可視的に示した施設が九層塔であったのである。

ここで興味深いのが、九層塔の構成である。これは「九韓」という考え方に立脚した地域概念であるものと考えられるが、それが一層毎に表現されていたというのである。塔の第一層目は日本、第二層目が中華（広く中国文化圏）であり、第三層目は呉越（五代十国。韓半島に近い黄海沿岸部地域。非常に仲が悪いことの例え）、以下、第四層目托羅、第五層目鷹遊、第六層目靺鞨、第七層目丹国、第八層目女狄（女真）、そして、最上階の第九層目が獺貊である。第一層目から第九層目迄の配列には、日本、中国、韓半島北方地域という大まかな区分けがあった。こうした構成からは、下層階になればなる程、新羅国が脅威をより強く感じていた可能性がある。塔の持つ重量で以って、それらを圧迫しようとしていたのかもしれない。上層階は、半島統一（統一新羅時代）以前の新羅国にとっては、直接的脅威とはなっていないという認識であったのであろう。「隣國之災」、つまり、人為的な災害であると見做されていた周辺



諸地域からの軍事攻撃や政治的圧迫を鎮める目的を持った可視的な施設、それが皇龍寺に創建された九層塔に与えられた使命であった]

### 内容分析：

本項目は本稿の後編に当たる「韓半島に於ける対災異認識と災害対処の文化—『三国遺事』前半部に見る事例の検証を中心として」に於いて、纏めて掲出する。

### おわりに：

以上、本稿では、「韓半島に於ける対災異認識と災害対処の文化—『三国遺事』前半部に見る事例の検証を中心として」としたテーマを掲げ、韓半島・朝鮮半島に於いて記録されて来た数々の「災害」情報に対して、「三国遺事」を具体的な主素材として検証を行なった。シリーズ前半部の本稿では、その中でも特に、地盤に関わる災異を中心として考察した。当該検証作業を進める上での前提条件、特質として、「三国遺事」は宗教者に依る編纂物であり、国家に依る歴史観を大きく反映させて作成された「正史」ではないだけに、そこに記述された事象をそのまま、真実として受け取ることも出来ない、とした。「三国遺事」に関しても伝承や説話的な部分が多く見られ、その編集意図、又、根拠とした情報に対する検証も忘れてはならないであろう。編纂者であった一然が僧体であったことから、宗教観（仏教観）の反映というポイントも見逃すことはできなかつたのである。

本稿で取り扱った「災害」情報にしても、それが発生していたという客観的・基本的情報の精査とは、又、別の次元に於いて、そこに何らかの意図に基づき、原史料よりの読み替え、事実関係の改変や配置換え、又、解釈等を巡る作為が存在していたことは「三国史記」の場合同様、推測を行なうことが出来た。それは、政治的な理由、国家の尊厳を守る理由、災害観を巡る理由、諸現象に対する「認識」の存在、更には、読者の存在を想定した理由等に依るものであったと考えられる。更に大きいポイントとしては、仏教というフィルターを通して見た場合の解釈法が大きく存在していたと見られることである。

それに加えて、そこには、中国大陸を中心とした東アジア世界に於いて、普遍的に共有されてい

たと考えられる或る種の対自然認識—陰陽説、五行説に基づく調和・不調和、実際に発生していた事象を基にした予兆（吉兆、凶兆）観等が、大きく影響を与えていたことも判明した。これも「三国史記」程、強力ではないものの、検出することができた。編纂物、記録としての「三国史記」、「三国遺事」、「資治通鑑」、「日本書紀」等の編纂時期の前後とは関係無く、臆て、こうしたものの見方は、必然的に倭国へも伝播し、その後の日本に於ける文化や対災害観形成にも大きな影響を与えたものと推測をする。

文化という次元に於いては、哀感をも含んだ情趣である「もののあは（わ）れ」や、やるせなさ、否定的感情を含んだ「無常観」、「厭世観」といった、本来は日本人に特有な感性であると捉えられて来た心情の原型が、実は、中国大陸を起源として、韓半島を経由しながら日本に齎されていた、ということも視野に入れながら、当該課題の追究に当たらなければならないであろう。

### 註：

- (1) 朝日新聞社、1976年4月。
- (2) 似鳥雄一氏「一天下「天狗流星」に「関」る—中世の隕石落下とそのインパクト—」『多元文化』（早稲田大学多元文化学会）第3号所収、37～57（300～320）頁、2014年2月—「三、「天狗流星」と応仁の乱」、に依れば、寛正6年（1465）9月の隕石落下を天狗と結び付け、応仁の乱の前兆であると見做した言説は、文明9年（1477）の乱の終結以前より巷間の噂として存在していたとし、それから延徳4年（1492）迄の間に、「天狗流星」という語が一般に定着したと指摘を行なう。又、日本に於ける「天狗流星」という言葉は、決して文学上の創作と言ったものではなく、隕石落下に対する心理的動揺が、その2年後に発生した応仁、文明の乱に依って想起され、その結果として醸成された現実の社会不安に立脚した言葉であったとする。
- (3) 増補續史料大成（第37巻）『大乘院寺社雑事記補遺 目録 十二』（株式会社 臨川書店）1978年7月、に依る。
- (4) 増補續史料大成（第7巻）『建治三年記・永仁三年記・齋藤基恒日記・親基日記・親元日記一』（株式会社 臨川書店）1978年12月、に依る。
- (5) 増補續史料大成（第10巻）『後法興院記 三』（株式会社 臨川書店）1978年8月、に依る。
- (6) 国立国会図書館所蔵本（請求記号 WA7-102）、に依る。
- (7) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ I ～古代日本語に記録された自然災害と疾病～』（2015年7月初版発行、販売：データ版はディー・エル・マーケット株式会社（DLMarket Inc）、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん）—「4-1：最初の疫病発生」、参照。
- (8) 国史大系本『日本書紀 後篇』（株式会社 吉川弘文館）1990年12月、に依る。

(9) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ I ～古代日本語に記録された自然災害と疾病～』—「4—4：古代に於ける疾病よりの実体ある人民救済」、参照。

(10) 国史大系本『續日本紀 後篇』(株式会社 吉川弘文館) 1993年6月、に依る。

(11) 国史体系本(第22巻)『律 令義解』(株式会社 吉川弘文館) 2000年6月、に依る。

(12) 大阪大学免疫学フロンティア研究センターの鈴木一博氏を中心とした研究グループは、**交感神経**より分泌される**神経伝達物質**である**ノルアドレナリン**が、**β2 アドレナリン受容体**を媒介として、**リンパ球**の体内に於ける変化状況を制御する仕組みを分子レベルで解明し、当該機構が**炎症性疾患**の病状にも関わることを突き止めた。当該研究に依り、**交感神経が免疫を調節する分子メカニズム**の一端が明らかにされたとする。「病は気から」の根拠を実験的に証明 交感神経による免疫制御のメカニズムの一端を明らかに」[『Research PRESS RELEASE』(大阪大学免疫学フロンティア研究センター) 所収、2014年11月]、参照。

(13) 国史大系本(第3巻)『日本後紀 續日本後紀 日本文徳天皇實録』(株式会社 吉川弘文館) 2000年11月、に依る。

(14) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ I ～古代日本語に記録された自然災害と疾病～』—「4—4：古代に於ける疾病よりの実体ある人民救済」、参照。

(15) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ I ～古代日本語に記録された自然災害と疾病～』—「4—1：最初の疫病発生」、参照。

(16) 小林健彦『韓半島と越国(こしのくに)～なぜ渡来人は命がけで日本へやって来たのか～』[2015年6月初版発行、販売：データ版はディー・エル・マーケット株式会社(DLMarket Inc)、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん]—「4—4：最初の火葬と仏教」、参照。

(17) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ V～浪分けの論理、水災害としての津波～』[2016年3月初版発行、販売：データ版はディー・エル・マーケット株式会社(DLMarket Inc)、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん]—「3—1—4：天女と民話」、参照。尚、当該**羽衣伝承**の出典は、(京都府)大宮町文化財保護審議会監修『おおみやの民話』(大宮町教育委員会) 1991年9月、に依る。

(18) 『風土記』日本古典文学大系2(株式会社 岩波書店) 1958年4月、に依る。

(19) 平安時代後期、**白河天皇**に依り造営された**法勝寺**には、**瓦葺の八角九重塔**が建立されたとしている。それは、**永保元年(1081)**に建立が開始され、同3年には**落慶供養(竣工)**が行なわれている。**八角九重塔**は**法勝寺金堂南側に在った池の中島**に建てられ、その高さは**二十七丈(約81メートル)**、**八角底辺の一辺は約12.5メートル**にも達したとされている。平安京の東郊、**鴨川右岸**に建設された**法勝寺八角九重塔**は、度々地震、**落雷被害**を被り、その都度修理されたものの、**承元2年(1208)**には**落雷で焼失**した。建保元年(1213)に再建されたが、**暦応5年・興国3年(1342)**に再度**火災で焼失**し、その後、再建はされなかった。

平成22年(2010)5～7月にかけて、財団法人京都市埋蔵文化財研究所が、京都市左京区岡崎法勝寺町に在る京都市動物園内で実施した発掘調査では、**塔の東側に当たる調査区(3区)**から、**西→東**にかけて傾斜する**池跡**が確認された。(塔の焼失後)池を埋め立てたものと推定される土よりは、**軒瓦、鬼瓦、表面が焼けた凝灰岩の切石**等の遺物が出土している。尚、「法勝寺八角九

重塔跡発掘調査現地説明会資料」(財団法人 京都市埋蔵文化財研究所) 2010年6月26日、参照。

その高さ、形状、又、**建立された立地(水辺)**、工期(約2年間)といったポイントからは、当該**法勝寺八角九重塔**は、**皇龍寺九層塔**との対比を行なう上での参照事例となり得るであろう。

(20) **善徳女王**が即位した背景として、「**新羅本紀 卷五**」にも記されている、その**巫祝(ふしゅく)的**性格を指摘する見解もあるが、実際には「**新羅本紀 卷五**」**善徳王即位前紀**にある、「**善徳王、立。諱德曼。眞平王長女也。母金氏摩耶夫人。德曼性寬仁明敏。王薨無子。國人立德曼。上號聖祖皇姑**」とした記述が、**真実**を物語っていると考える。つまり、**正統な男子後継者**がいなかったのである。

同記**善徳王12年(643)**9月条には、**唐皇帝(太宗)**の言として「**爾國以婦人爲主。爲鄰國輕侮。失主延寇。靡(したがう)歳休寧。我遣一宗支。與爲爾國主**」と記される様に、**女王**では**周辺諸国より軽視**されるとした上で、**新羅國を救済する条件**として**唐は暗に女帝の廃止と、唐が派遣する人物の新羅國王就任とを求めていた可能性**もある。**韓半島に於いて成立**をした**正史**の中に、この文が登載された意義は決して小さくはない。唐に**則天武后**が登場するのは**690年**のことであり、この時には未だ、**中国大陆には女帝は存在していない**。

既に古代以前から**女性王権**が**数々存在**していた日本を除き、**唐の立場**として、**朝貢国**に対しては**女性の為政者**を認めたくはないとする方針が存在していた可能性をここで指摘しておく。**中国王朝とは物理的距離感が近接し、それにとつての伝統的朝貢国であった韓半島内の王権**にとって、**王権(国王)の在り方自体に関する問題**に於いて、**冊封関係**に在った**中国王権の意向**にそぐわない事態とは、**正に国家的災異が降りかかる凶兆**として見做されていたとしても不思議ではないと考える。

(21) 小林健彦『日本語と日本文化の歴史基層論～平清盛・徳川家康・坂東太郎に見る呼称とうわさの文化～』[2017年2月初版発行、販売：データ版はディー・エル・マーケット株式会社(DLMarket Inc)、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん]—「5—5：「吾妻鏡」に見る文化論」、参照。

## 参考文献表(前編、後編共通)：

④当該表は著者名(辞典、事典、史料、新聞等の場合は発行所)の50音順に依り配列してある。尚、複数の巻がある辞典の場合には、その発行年月を省略したのものもある。

- 「朝日新聞」朝日新聞社
- 伊弉諾神宮「幽宮(かくりのみや)」
- 『日本文化総合年表』岩波書店、1990年3月
- 「病は気から」の根拠を実験的に証明 交感神経による免疫制御のメカニズムの一端を明らかに」(大阪大学免疫学フロンティア研究センター『Research PRESS RELEASE』所収、2014年11月)
- 『三国史記(鏗字本)』学習院大学東洋文化研究所、1986年5月
- 『新古今和歌集』新 日本古典文学全大系11、株式会社 岩波書店、1992年1月
- 『日本靈異記』新 日本古典文学全大系30、株式会社 岩波書店、1996年12月
- 『風土記』日本古典文学大系2、株式会社 岩波書店、1958年4月

- 『萬葉集 四』日本古典文学全大系7、株式会社 岩波書店、1962年5月
- 大日本古記録『御堂關白記 下』株式會社 岩波書店、1954年3月
- 『角川 古語大辞典』株式会社 角川書店
- 『古語大辞典』第一版第一刷、株式会社 小学館、1983年12月
- 『日本国語大辞典』第二版、株式会社 小学館
- 『書經 (上)』新釈漢文大系 第25卷、株式会社 明治書院、1983年9月
- 『老子 莊子 上』新釈漢文大系 第7卷、株式会社 明治書院、1972年6月
- 国史大系本(第26卷)『延曆交替式 貞觀交替式 延喜交替式 弘仁式 延喜式』株式會社 吉川弘文館、2000年11月
- 『国史大辞典』株式会社 吉川弘文館
- 国史大系本『續日本紀 後篇』株式會社 吉川弘文館、1993年6月
- 国史大系本『續日本紀 前篇』株式會社 吉川弘文館、1993年4月
- 国史大系本(第3卷)『日本後紀 續日本後紀 日本文德天皇實錄』株式會社 吉川弘文館、2000年11月
- 国史大系本『日本書紀 後篇』株式會社 吉川弘文館、1990年12月
- 国史大系本『日本書紀 前篇』株式會社 吉川弘文館、1992年4月
- 国史体系本(第22卷)『律 令義解』株式會社 吉川弘文館、2000年6月
- 増補續史料大成(第10卷)『建治三年記・永仁三年記・斎藤基恒日記・親基日記・親元日記一』株式會社 臨川書店、1978年12月
- 増補續史料大成(第10卷)『後法興院記 三』株式會社 臨川書店、1978年8月
- 増補續史料大成(第37卷)『大乘院寺社雜事記 補遺 目録 十二』株式會社 臨川書店、1978年7月
- (京都府)大宮町文化財保護審議會監修『おおみやの民話』大宮町教育委員会、1991年9月
- 金思燁氏訳『完約 三国遺事』朝日新聞社、1976年4月
- 『朝鮮王朝實錄』國史編纂委員會、探求堂、1973年9月
- 朝鮮史学会編『三國遺事 (全)』国書刊行会、1971年7月
- 朝鮮史学会編、末松保和氏校訂『三國史記 (全)』国書刊行会、1973年2月
- 『改定 史籍集覽 第十九冊』近藤出版部、1921年4月
- 「法勝寺八角九重塔跡発掘調査現地説明会資料」財団法人 京都市埋蔵文化財研究所、2010年6月26日
- 「纏向遺跡第168次調査現地説明会資料」桜井市教育委員会、平成22年9月19日
- 『日本史総覧コンパクト版I』新人物往来社、1991年4月
- 全浩天氏『朝鮮からみた古代日本』株式會社 未來社、1991年2月
- 『大漢和辞典』修訂第二版、大修館書店
- 鄭高咏氏「猿のイメージに関する一考察 —中国のことばと文化」〔『言語と文化』第11号(通巻第38号)所収、2004年7月〕
- 国立国会図書館所蔵本「二十卷本 倭名類聚鈔」
- 似鳥雄一氏「一天下「天狗流星」に「閑」る —中世

の隕石落下とそのインパクト—」〔『多元文化』第3号所収、2014年2月〕

- 『世界大百科事典』初版、平凡社
- 『理科年表 平成30年 第91冊』丸善出版株式会社、2017年11月
- 三品彰英氏撰『三国遺事考証 上』塙書房、1975年5月
- 守屋美都雄氏訳注『荊楚歳時記』東洋文庫324、株式会社 平凡社、2009年12月
- 塚本哲三氏編『戦國策』漢文叢書、有朋堂書店、1925年5月

### 筆者に依る当該分野先行論稿：

「国の終焉と災異記事 —『三国遺事』に見る百済国の崩壊予兆—」〔『融合』(中央大学学外大学教授白門会)第30号所収、32～36頁、2019年2月〕

